

障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係法令の改正及び「大阪版地方分権推進制度」に基づき、指定障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限については下記のとおり各市町村に移譲となります。

（なお、これまで大阪府が行った指定は、権限の移譲後も有効です。）

1 事務権限の移譲市町村及び移譲時期

- ・平成 23 年 10 月 1 日：池田市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町
- ・平成 24 年 1 月 1 日：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ・平成 24 年 4 月 1 日：大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市
- ・平成 24 年 7 月 1 日：吹田市
- ・平成 24 年 10 月 1 日：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
- ・平成 25 年 1 月 1 日：枚方市、八尾市、松原市、柏原市
- ・平成 25 年 4 月 1 日：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
- ・平成 28 年 4 月 1 日：寝屋川市

2 権限移譲する主な事務

障害者総合支援法に基づく、

- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指定業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指定業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）
- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指導、監査業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指導、監査業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）

※事務移譲後も、大阪府は、市町村に技術的指導・助言を行うとともに、障がい者等の福祉のために必要があると認められるときは、障がい福祉サービス事業者等に対し、報告や資料の提出等を求め、職員及び関係者に対する質問、立入検査などを行うことがあります。

（参考）

事務権限の根拠

- ・政令市及び中核市

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第十二章 大都市等に関する特例

- ・他の市町村

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）